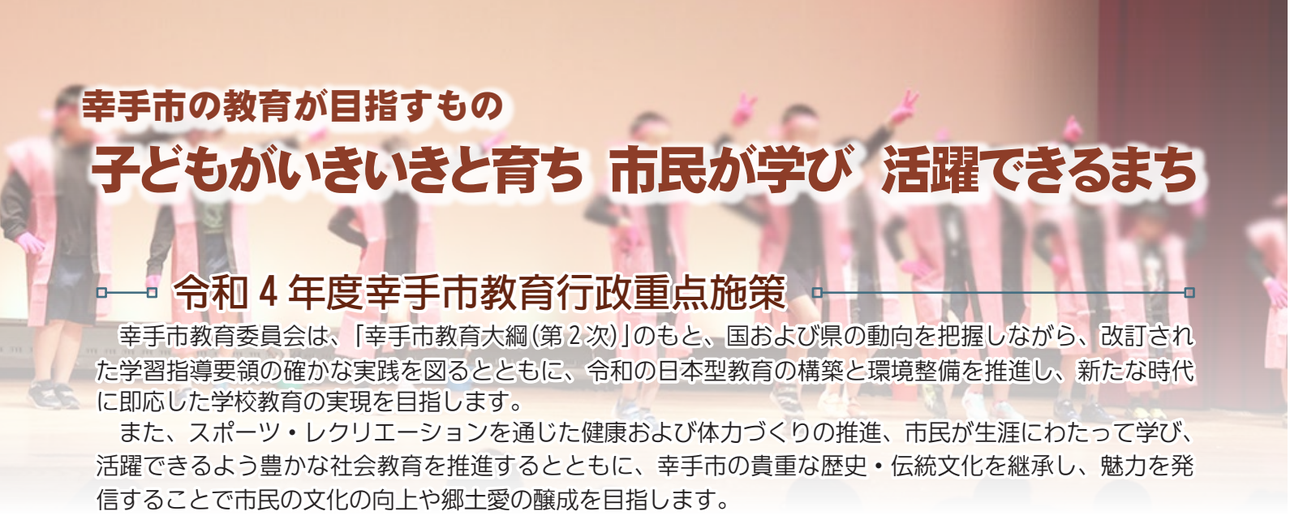

幸手市の教育が目指すもの

子どもがいきいきと育ち 市民が学び 活躍できるまち

令和４年度幸手市教育行政重点施策

幸手市教育委員会は、「幸手市教育大綱（第２次）」のもと、国および県の動向を把握しながら、改訂された学習指導要領の確かな実践を図るとともに、令和の日本型教育の構築と環境整備を推進し、新たな時代に即応した学校教育の実現を目指します。

また、スポーツ・レクリエーションを通じた健康および体力づくりの推進、市民が生涯にわたって学び、活躍できるよう豊かな社会教育を推進するとともに、幸手市の貴重な歴史・伝統文化を継承し、魅力を発信することで市民の文化の向上や郷土愛の醸成を目指します。

【学校教育分野】

基本目標１　学校教育内容の充実
基本目標２　学校教育環境の整備

○確かな学力の育成（基礎的・基本的な学力の定着と学習習慣の育成）
○豊かな心と健やかな体の育成（道徳、体力向上、読書）
○社会において自立的に生きていく力の育成
○人権教育の推進
○生徒指導・教育相談体制の充実（非行・問題行動、不登校対策の推進、いじめ防止対策の体制整備と推進）
○家庭・地域との連携・協働による学校教育の推進
○学校の働き方改革と資質向上および学校評価を生かした学校経営の改善
○学校施設および教育環境の整備推進
○安心・安全な学校給食の運営と食育の推進

－－主な事業－－

・統合型アプリケーションおよび学習ｅポータルの活用
・幸手市中学校学力向上支援事業（映像授業サービスの活用）
・実用英語技能検定団体検定料の助成
・PBLC（Project Based Learning Contest）の開催

※PBL＝課題解決型学習

・ICT 教育専門員および ICT 支援員の配置
・ICT 教育環境の整備（学習支援ソフト、大型提示装置、デジタル教科書）

【社会教育分野】

基本目標３　青少年の健全な育成

○青少年健全育成事業の推進と充実

－－主な事業－－

・青少年関係団体への活動支援
・青少年育成推進員活動の充実
・青少年問題協議会の開催

基本目標４　社会教育の充実

○市民との協働による社会教育活動の推進
○公民館活動の充実
○読書活動の推進と図書館運営の充実
○市民との協働によるスポーツ・レクリエーション活動の推進
○体育施設の利用促進と管理運営の充実
○人権啓発の充実

－－主な事業－－

・武道館柔道場畳入替工事の実施

基本目標５　歴史・伝統文化の継承と活用

○文化財の保護・活用と歴史文化の継承
○郷土資料館の活用と充実

－－主な事業－－

・学校囲碁指導の実施
・郷土資料館収蔵資料調査事業の実施

問合せ　総務課☎(43) 1111 内線 622

令和４年度 市・県民税について

市・県民税（住民税）は、令和４年１月１日現在で市内在住の人に、前年中の所得を基に計算し、課税しています。令和４年度市•県民税納税通知書については、６月７日（火）に郵送します。納期限内の納付について、ご協力をお願いします。

問合せ　税務課☎(43) 1111 内線 133・FAX(43) 1125

●公的年金からの特別徴収（天引き）制度について

対象　令和４年４月１日現在 65 歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る市・県民税の納税義務がある人

※介護保険料が年金から天引きされていない人や特別徴収される市・県民税額が老齢基礎年金などの額を超える人は対象となりません。

（例）収入が公的年金のみの場合

▼令和４年度年税額が 66,000 円の場合のモデルケース

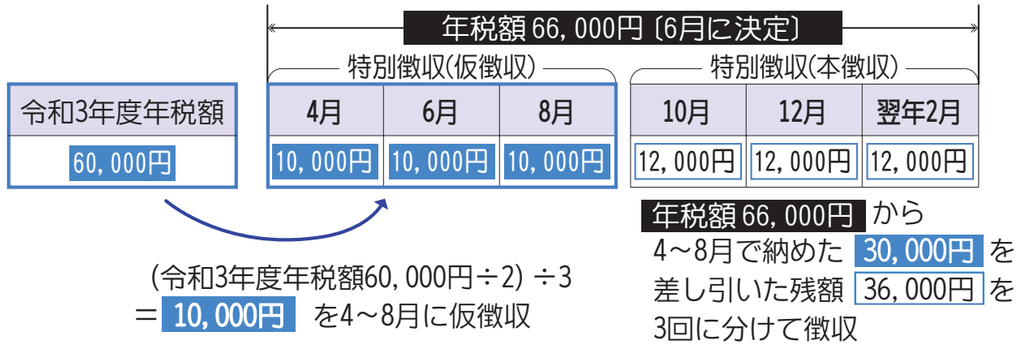

※公的年金からの特別徴収（天引き）が２年目以降の徴収方法になります。特別徴収（天引き）開始年度は徴収方法が異なります。

●公的年金収入が 400 万円以下の人へ
～扶養控除などの申告はお済みですか～

公的年金収入が 400 万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得が 20 万円以下の場合など、所得税の確定申告をする必要がない場合でも、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などについて、市・県民税の申告をすることで税額を低く抑えることができる場合があります（確定申告がお済みの人は、市・県民税の申告を重ねてする必要はありません）。

また、市・県民税は申告する人が障がい者、ひとり親、寡婦、未成年の場合は、合計所得金額が 135 万円以下であれば、非課税になります。

●令和４年度の各種税証明書の発行は６月７日（火）から

令和４年度の住民税決定証明書、所得証明書、非課税証明書は、６月７日（火）から取得することができます。ただし、市・県民税の全額が給与天引きの人に限り、それ以前でも取得することができます。